

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

＜農林部・土木部・まちづくり推進局・水道局＞

開催日時 平成22年9月27日（月） 13:18～16:42

開催場所 第1委員会室

出席委員 10名

井岡 正徳 委員長

藤野 良次 副委員長

大国 正博 委員

田中 惟允 委員

浅川 清仁 委員

中野 明美 委員

粒谷 友示 委員

今井 光子 委員

中村 昭 委員

山下 力 委員

欠席委員 なし

出席理事者 窪田 副知事

稲山 総務部長

富岡 農林部長

川崎 土木部長

上田まちづくり推進局長

浅井 水道局長

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 9月定例県議会提出議案について

＜会議の経過＞

○井岡委員長 ただいまから会議を再開します。

なお、理事者において、吉川砂防課長が欠席されており、代理に入口砂防課課長補佐が出席されていますのでご了解願います。

それでは、日程に従い、農林部、土木部、まちづくり推進局、水道局の審査を行います。

議案について、農林部長、まちづくり推進局長の順に説明願います。

なお、土木部、水道局は付託議案がないとのことであります。

○富岡農林部長 農林部所管の9月定例県議会提出議案についてご説明申し上げます。

農林部所管の議案は、議第51号、平成22年度奈良県一般会計補正予算案（第1号）と、議第61号、農道整備事業にかかる請負契約の締結についての2議案です。

まず、議第61号の請負契約の締結についてご説明申し上げます。「平成22年度一般会計特別会計補正予算案その他」の24ページをお願いします。

議第61号、農道整備事業にかかる請負契約の締結についてです。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものです。工事名は奈良東部広域農道整備事業（仮称）中之庄トンネル工事。工事場所は奈良市中之庄町、中貫町及び別所町。契約金額は23億4,213万3,150円です。契約の相手方は、大成建設・村本建設・山上組特定建設工事共同企業体、代表者、大成建設株式会社奈良営業所所長、武田光司です。

次に、一般会計補正予算案についてご説明します。

「平成22年度9月補正予算の概要」の2ページ、4農林業の振興です。まず、林内路網位置情報整備事業について、5,900万円の補正をお願いしています。緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し、県産材の安定供給の促進に向けて林内路網である作業道を調査し、地理情報をデータベース化するものです。

次に、経営構造対策事業について、7,927万4,000円の補正をお願いしています。認定農業者や集落営農組織等が農業近代化資金等の融資を活用して農業用機械や施設の整備を行う場合に、融資残の自己負担分について助成するものです。

次に、うだ・アニマルパーク環境整備事業と、みつえ高原牧場環境整備事業ですが、それぞれ297万6,000円と119万8,000円の補正をお願いしています。これは緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し、来場者の事故等を未然に防止するために公園施設や牧場施設の巡回安全点検を実施し、危険箇所や改善箇所の修繕を行うものです。

3ページ、9安全・安心の確保です。家畜防疫体制強化事業ですが、438万9,000円の補正をお願いしています。口蹄疫など感染力の強い家畜伝染病の発生に備えまして、特に初動体制において、迅速かつ適切な対応を図るため必要な資材を備蓄し、防疫体制の強化を図るものです。

以上で、農林部所管の9月定例県議会提出議案の説明を終わらせていただきます。ご審

議のほどよろしく申し上げます。

○上田まちづくり推進局長 土木部まちづくり推進局所管の9月定例県議会提出議案についてご説明をします。

今回、まちづくり推進局所管の議案は、議第51号、平成22年度奈良県一般会計補正予算（第1号）と、報第25号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告についての2議案でございます。補正予算案につきましては、最後にご説明をします。

「平成22年度一般会計特別会計補正予算案その他」、31ページをお願いします。報第25号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告についてでございます。

まちづくり推進局所管は、県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明け渡し等請求申し立てに関する訴訟事件についてでございます。詳細については33ページをお願いします。これは、家賃滞納月数が6カ月以上または滞納額が20万円以上のうち特に悪質と認められた3件について、住宅の明け渡し等の請求申し立てをしましたのでご報告するもので、内訳につきましては記載のとおりです。

続きまして、9月補正予算案をご説明します。「平成22年度9月補正予算の概要」をお願いします。

3ページ、10暮らしやすいまちづくりの主な内訳の欄ですが、地域資源活用と来訪者との交流によるまちづくり事業について、617万9,000円の補正をお願いするものです。事業内容は、地域求職者の継続的な雇用機会を創出するため、ふるさと雇用再生特別基金を活用した公募型奈良まほろばふるさと雇用再生特別対策事業として、長谷寺門前町の町家などの地域資源を活用した情報発信、イベント、地元ブランド製品開発などをNPO法人泊瀬門前町再興フォーラムに委託して実施するものです。

4ページ、(2)債務負担行為補正の事項欄、地域資源活用と来訪者との交流によるまちづくり事業に係る契約です。地域求職者の継続的な雇用のため、事業期間を平成22年度から平成23年度にかけて確保する必要がありますので、平成23年度事業費として1,209万8,000円を限度といたします債務負担行為の追加をお願いするものです。

以上で、まちづくり推進局所管に関します9月定例県議会提出議案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○井岡委員長 ただいまの説明またはその他の事項を含めて、質疑等があればご発言願います。

○今井委員 まず、農林部の林の関係ですが、間伐の補助金のことでお聞きします。間伐材の補助金が、来年度から実際に出荷したものしか支払えないということを知り、林家の方が心配をしています。今でも間伐自体が大体必要間伐の6割ぐらいしかできていないことで、奥地で間伐がよりできなくなる不安の声を聞いております。せっかく奈良県で森林、林業、木材の活性化に関する条例ができましたが、それによってこれが逆になるのではないかと心配をされるわけですが、その点でどのようになっているのか。より間伐が促進できるようにしていただきたいと思いますが、その点、1点お伺いします。

森林支援で、新たに林業に従事しようとする人に、都道府県が国の補助金を受けて貸し付けている資金のうち、奈良県などで2億円の余剰金があると、会計検査院の方で国庫返納を求める新聞の記事を見たわけですが、林業を活性化をしていくときに、片方でお金が余っている問題では、どういうことかと思うのですが、その点についてお尋ねをしたいと思います。

次に、農産物直売所の関係です。農産物直売所が奈良県下の各地でふえてきており、地元でとれたものを地元の人に消費してもらうことでは経済の循環の上からでも大変いい取り組みだと思いますが、農産物直売所を時々のみぎりますと、何か少ししか並んでいないところをよく目にしまして、それだったらスーパーに行って何でもあるところの方がいいわというようなことになるのではないかと心配をしているのですが、農産物直売所を奈良県が積極的につくっていくというのはいいわけですが、このままいきますと、私の地元でも、高齢者の方々がお米づくりがことしできるかなと、毎年そう思いながらお米をつくっている。そうした中で農業が地元で支えられているような状態の中で、この農産物直売所に見合うような、十分な農産物を作れるだけの農業の振興とあわせていかなければ意味がないのではないかと思うのですが、その点で県はどのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

次に、下水道会計ですが、下水道料金が安いという声を住民から聞いており、それぞれ聞いてみると、まとめて流すようにしているとか、ペットボトルにお水を入れて量を節約しているとか、それぞれの家庭で対策をしているわけですが、下水道の接続というのはだんだんふえてきておりまして、奈良県に対して入ってくるお金というのはふえてきているのだらうと思います。その一方で、自治体のお話を聞きますと、自治体から県に渡すというのは量がふえたらその分は払わなければいけない。しかも100%公共下水道に通じているということではありませんので、接続されていないところについては、またそれはそ

れで対策をしなくてはいけないということで、私の地元では組合をつくりまして、御所市に葛城浄化センターをつくっているというのがありますが、双方の負担がありまして、下水道料金の負担が高いという印象を自治体からも聞いているわけですが、県としては、この下水道料金、もう少し引き下げてもらうというようなことはできないのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、まちづくりの関係ですが、大規模店舗が出店してきており、既存のお店の経営がどうかと心配される状況があるわけですが、買い物難民の話などもありましたが、もう少し小規模、例えば小学校区の中に、昔でしたら公設市場とか、大体買い物ができる箇所が地域ごとにあるというようなまちづくりがあちらこちらであったと思うのですが、そういうようなことを自治体が計画をしていったときに、県としてはどういう支援をしていただけるのかお尋ねをしたいと思います。

最後に、水道局に対して、県営水道料金が145円から140円に値段を下げてくださいました。大変これは喜ばれておりますが、これが直接県民に対して水道料金の引き下げが反映されているのか、実態をお尋ねをしたいと思います。

○田中森林整備課長兼全国育樹祭開催準備室長 今井委員がお尋ねの件は、国で搬出間伐に限定した助成制度をつくろうという動きがあるがどうかと、本県の実態に合うのかどうかということだと思います。現在、国庫を財源としております間伐関連事業は、従来からの森林造成事業と、平成21年から始めた緑の産業再生プロジェクト事業があります。

今回、林野庁が制度改正をしようとしているのは、森林造成事業でございます。国が先般取りまとめました森林・林業再生プランに掲げる10年後の国産材の自給割合を50%を達成するという具体的な施策の一つとして、集落化した搬出間伐に限定して助成をする、(仮称)森林管理・環境保全直接支払制度を概算要求しております。本県におきましても林野庁同様、木材生産機能の発揮を特に重視する森林については、作業道等を利用しました低コスト施業を推進することを目指しているところでありますが、本県の実態を考慮しますと、一足飛びにいきなり全部搬出したというのは困難ではないかと考えております。

このことから、本県としましては、平成23年度から実施される制度が搬出を伴わない間伐についても当面の間、助成対象となるように、今後も国の動きを注視しながら、必要があれば国にその旨要望していきたいと考えております。

○七尾林政課長 今井委員お述べの資金につきましては、林業就業促進資金のことと思います。林業就業促進資金は、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき、平成8年に

発足しました。新たに林業に就業しようとする者と、これらの者を雇用しようとする認定事業主を対象に無利子で資金を貸し付ける制度です。貸し付け対象となりますのは、新規就業予定者が林業技術を習得するための研修受講に必要な資金と、新規就業予定者が住居の移転、作業用具の購入等、就業準備に必要な資金の2つです。奈良県では、平成10年度に国庫補助金200万円、県費100万円の合計300万円の資金助成をし、林業改善資金貸付金特別会計で運用しております。平成10年度からこれまでの貸し付け実績はございません。

こうした状況を踏まえまして、事業の効果を検討し林野庁と協議しますとともに、事業者等への普及啓発を続けてまいりました。そういった経緯がございます。資金需要がなかった理由といたしましては、奈良県では、基幹林業就業者等養成事業や新作業システムオペレーター育成事業、そのような事業を林業機械化推進センターにおいて、機械研修などを実施しており、その研修受講料は徴収しておりません。また、国では緑の雇用担い手対策事業を実施し、新規就業者の研修や雇用について事業主や被雇用者に対して定額補助金を支給。このようなことが考えられます。

県の今後の対応方向としまして、林野庁と協議しまして余剰金の返納も含めて検討したいと考えております。

○嶋本マーケティング課長 農産物直売所についてでございます。品ぞろえが不十分なところが多いのではないかとというご質問でございます。

農産物直売所は、その地域の特産物を中心とした農産物等、特にとれたての新鮮な農産物を販売することが消費者の方々に求められていると考えております。規模が小さくて品ぞろえも少ない農産物直売所もございます。しかし、そばを売りにしているところ、あるいはこんにやくを売りにしているところと、それぞれ特徴がございます。中には強い競争力を持っているところもございます。

しかしながら、委員お述べのとおり、品ぞろえにつきましては、その時間帯あるいは季節によって大きく異なるところも多くございます。できるだけ消費者のニーズに対応できるよう手だてを考える必要があると考えております。このため、多種多様な県内の農産物直売所全体につきましては、県内4カ所の農林振興事務所が日常の業務の中で生産、販売の両面にわたって支援をしており、協定直売所24カ所につきましては、地の味土の香という総合的な名前をつけましてネットワーク化を図り、推進しているところでございます。その中で品ぞろえの支援策としまして、農産物直売所間での農産物の相互仕入れについて

推進するとともに、農業の振興とあわせまして、大和野菜をはじめとしたニーズの高い農産物についての生産振興や農産物加工品づくりについても働きかけて、品ぞろえの充実を図っているところでございます。

今後ともそのネットワークと協働しながら、消費者の皆さんに満足していただけるような品ぞろえについても十分に働きかけてまいりたいと、そのように考えております。

○岡本下水道課長 維持管理負担金のことと理解しておりますが、下水道料金というご質問でございました。

下水道料金は、市町村が住民から徴収するものであり、県は維持管理負担金として市町村からいただいております。その維持管理負担金につきましては、下水道法第31条の2において、流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において維持管理等に関する経費について負担を求めることとなっております。その金額につきましては、当該市町村の意見を聞き、都道府県の議会の議決を得なければならないことから、平成21年度、平成22年度に係る負担金単価については据え置きでご承認いただいているところです。

また、現行単価に改定した平成9年度以降現在まで、市町村の公共下水道の整備が進んだことによる負担金収入の増加、また人件費の削減、委託の見直し等により汚水処理経費の節減等への取り組み、また借換債等の活用により利息負担の軽減を図るなどにより、年々収支不足が解消されてきているところです。これまでの経緯を踏まえて、流域下水道維持管理負担金の単価は据え置いているところです。

しかし、各浄化センターは供用開始後18年から35年以上経過しており、施設の修繕並びに更新が必要となる状況から、現在、施設の長寿命化計画の策定に向けての基礎調査を行っているところであります。今後は、施設の老朽化により維持管理コストの増加も考えられるところです。また、少子高齢化による人口減少、今般の経済状況及び節水型家庭機器の普及などにより汚水量の減少に伴い、収入額の大幅な増額も見込めないところです。今後の汚水量の見込みに対して施設増設、更新等を検証し、流域下水道維持管理負担金については据え置きと考えているところです。

○中尾地域デザイン推進課長 小規模な地域でのまちづくりについて、県がどのような支援ができるのかというご質問でござりますが、小規模、いわゆる近隣住区といったまちづくりについては一義的には市町村が担当しておりますが、高齢者を含めた多くの方々にとって暮らしやすいように、さまざまなまちの機能をコンパクトに集積してアクセスしやすいまち

づくりを進めるということは、県としても重要と考えております。

例えば、公共交通機関やインフラ等のストックがあるような中心市街地というのは、効率的で効果的なまちの機能を集約したコンパクトなまちづくりに適する地域ですが、中心市街地のまちづくりとして、国のまちづくり交付金、今は社会資本整備総合交付金という名前になりましたが、それを活用しまして、市が、中心市街地での小規模な道路やポケットパークの整備、あるいはまちづくりの勉強会を行っており、県では、まちづくり交付金の円滑な実施がされるように事業計画策定等での助言等の支援を行っております。

また、市町村に示すことができるようなモデル的なまちづくりにも取り組むということとしまして、現在、佐保川周辺の地域におきまして、地域の資産である河川空間や、あるいは病院、図書館等の周辺の既存の施設との連携を生かして、子どもから高齢者までの多世代が生き生きと暮らせるような川辺のまちづくりを進めているところです。これまでも県、市、地元自治会、周辺施設等と懇談会を設置しまして、まちづくりの方向性や連携して取り組む活動等について議論をしております。さらに、地域の人々によるまちづくりを支援するために、県職員がまちづくりの関連の情報等の相談対応を行う、なら・まちづくりコンシェルジュの活動を行っており、これまで県内23カ所で活動を進めております。

県としましても、今後とも市町村や地元と協力してコンパクトなまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

○清水水道局総務課長 県営水道料金の値下げに伴う受水市町村の水道料金の状況についてのお尋ねです。

県営水道料金につきましては、平成22年の4月から、1立方メートル当たり5円引き下げを実施させていただいたところです。県営水道を受水しております、24の市町村中、平成22年4月以降、現時点までに水道料金が引き下げられたのは、うち3市で、大和高田市、樫原市、香芝市です。大和高田市は、従量料金が1立方メートル当たり6円、樫原市は基本料金を80円、香芝市は、例えば口径が13ミリの場合ですが、基本料金を50円、それから従量料金は使用水量30立方メートルまでとし、その量に応じて1立方メートル当たり5円ないし10円の引き下げを実施されております。

市町村によって水源として県営水道への依存度が異なっておりますため、県営水道料金の値下げの影響の度合いも市町村によって異なっていると、あるいは市町村水道自身の経営状況につきましてもさまざまであることなどから、県営水道料金の値下げが即座に市町村水道の料金の値下げと一律には言えないところであると思っております。各市町村が、そ

それぞれの経営状況や今後の需要の見通し、あるいは経営計画等を踏まえて料金を決定されるものと考えています。

ただし、県営水道料金の値下げにより県営水道受水費が軽減されていますので、市町村水道の経営を支援することとなり、水道料金の値下げには至っていない場合でも、市町村水道における今後の利用者サービスの向上に何らかの形でつながっていくものと考えています。

○今井委員 ありがとうございます。

間伐ですが、当面は今までどおりと言っていたいただきましたので、その状況を見ながら現状に合うように続けていただけるようお願いをしておきたいと思います。

それから、林業余剰金の問題ですが、実際、林業で働く人に就労支援として生活費の支給、そういうのはこれでは該当しないのか、再度お尋ねをしたいと思います。

それと、農産物直売所については、県が直接支援している24カ所についていろいろ支援されるというお返事でしたが、先日、地元の農産物直売所に朝の8時半ごろに行きましたら、8時から始まった農産物直売所でしたが、ほとんどの箱が空になっていまして、10袋も残っていないような状況で、これでは魅力に欠けるなと思いました。地元のお祭りもあったのでそちらにも出品しているのかとも思ったのですが、量が少ない中で分けていけばどこも魅力がなくなってしまう感じがしますので、農産物を奈良県下の農産物直売所にふさわしいものをつくることを積極的に支援していただきたいと思います。橿原市の農産物直売所、それも地元の野菜だけでいけるのかと、少しそんな心配もしているわけです。そうしたことをお願いをしたいと思います。

下水道料金につきましては、料金を据え置きしていただくことは、大変ありがたいことなのですが、下水道事業はエンドレスになっていくのだろうとっております。人口減少、高齢化、所得が少ない等の中で行っていく事業になっていきますので、できるだけ市町村負担が軽くなるように、検討しながら進めていただきたいとお願いしたいと思います。

まちづくりについては、小規模のまちづくりを県も具体的な場所で実施されているので、今後もそうしたまちづくりが必要になってくるのだろうと思います、車に乗れる人もだんだん少なくなる状況になってまいりましたので、もっと進めていただきたいと思います。

県営水道料金は、5円の引き下げは各市町村に喜ばれていることとございます。さらに努力をしていただき、続けて市町村の応援をお願いしておきたいと思います。

○七尾林政課長 林業就業促進資金を生活費には使えないかというご質問ですが、貸し付

け対象となりますのは、新規就業予定者が林業技術を習得するための研修受講に必要な資金と、新規就業予定者が住居の移転、作業用具、例えばあと作業着等、そういった就業準備に必要なものを購入するための資金ですので、生活費には使えません。

○今井委員 林業は大変重要な問題で、ここで若い人たちの雇用が広がっていくのが奈良県の林業産業にとっても重要な問題だと思いますが、林業支援の資金が生活費にも充当できるようなものを国に求めていただきたいことを言って、終わりにします。

○井岡委員長 次に、ございませんか。

○浅川委員 農林部と土木部に質問及び要望をさせていただきたいと思います。

まず、農林部にですが、先般、一般質問で大和野菜並びに中央卸売市場について質問したところですが、その点を掘り下げて質問させていただきたいと思います。

大和野菜については、生産拡大の取り組みとして、今までの取り組みとこれからの取り組みをお聞きしたのであります。確かに、今まで県がご努力いただいたことに、評価をしているところですが、今後の取り組みというところで、少し満足しきれていないところがあります。大和野菜の促進ということは何が目的か。これを平たく言うと、やはり農家の方々に豊かになっていただく、もっと平たく言うと、お金もうけをしていただかなければならない、これが大きな目的だと思っています。そういう観点から、実際、大和野菜の促進に対して今後の戦略をどうとらえられているのか、もう少し具体的にお考えを伺いたいなと思います。一問一答をお願いします。

○嶋本マーケティング課長 大和野菜について、どう戦略を図っていくのかというご質問でございます。

大和野菜について、消費者の認知度が徐々に高まっている中、消費者により多く食べていただくために、生産から流通、販売、それに至る戦略的な考え方が必要と認識しております。現在、大和野菜をチャレンジ品目として位置づけて、意欲ある生産者と協定を結び、生産拡大に向けた取り組みを推進しているところです。21品目の大和野菜ですが、それぞれの特徴を生かした戦略が必要と認識しており、大きくは、量的にずっと確保をしていける品目、あるいは地域限定品目、個性的な品目、大きく3つに分類をしまして、それぞれ販売拡大に向けた取り組みを進めているところです。

具体的には、生産量の多い大和まなとか千筋みずな等の品目については、今年度、協力店として認定しました県内のスーパーマーケット54店舗と連携をしまして、おいしい奈良産野菜のキャンペーンを実施するなど、量販店を中心とした販路拡大を図ってまいりた

いと考えております。

一方、生産量は少ないのですが、その由来でありますとか形状、そういったところに特徴のある野菜につきましては、例えば、結崎ネブカやひもとうがらしなどですが、こういったものにつきましては、高級食材販売店、あるいは県内の農産物直売所、それからこだわりのレストラン、こういったところを対象にしまして、例えば、契約販売ルートとして開拓するなど、生産者と実需者を直接つなぐ流通とか、その流通事業者とも連携を図りながら一層の販路拡大を進めているところです。

これらの取り組みを進める中で把握しました需要動向等の情報、これを生産者の方にフィードバックしまして、マーケットのニーズに対応した生産振興を実現できるようにつなげてまいりたいと考えております。

また、意欲ある生産者とともに、従来どおり市場流通を重視しながらも、民間の通販事業者、加工業者、流通業者、さらには農産物直売所等とも情報交換を活発に進め、連携を強化して品目ごとの特徴に合ったさまざまな多様な流通経路の開拓、形成に努めて、大和野菜の販売の拡大を図ってブランド化を進めてまいり所存でございます。

○浅川委員 ありがとうございます。

本当にそういう方向でどんどん進めてもらったらいと思うのですが、要するに、だれに何を売るのかと、ここをもっと明確にすべきではないかと思えます。いろいろ動向調査をしながら、ニーズとかそういうものもいろいろ把握しようと努められていることはわかるのですが、戦略というのは、だれに何を売るか、これを明確に決めて、それに一丸となってみんなが取り組むことが、それこそが戦略ではないのかなと思うのです。

それで、そういった大和野菜推進というその戦略、これを練るに当たって検討の場はあるのでしょうか、それをお尋ねします。

○嶋本マーケティング課長 農林部内におきまして、生産担当課あるいは販売の方、そういった面でトータルとしまして戦略的に生産、流通、販売、品目ごとにどの戦略が合うか考えながら今取りまとめをしているところですので、今後に向けてもう少し明確に整理できるものはしてまいりたいと思えます。

○浅川委員 一般質問でも一応提言という形で申し上げたことですが、私はそういう戦略を練るときには、専門の方々、それにプラス、やはり現場の声として、まず大きな観光産業の一環でもあるというようなことからホテル業界、あるいは料亭の方々とか、そういった方々のニーズもとらえるということも必要でしょうし、そこにマスコミにも協力してい

ただが必要があると思うのです。奈良県でも新聞社やテレビ局もあるわけなので、そういったところも巻き込んでいただきたい。京都府あたりでは、そういうことを立ち上げて、やっておられるように聞きます。一つは模範となると思うのです。京野菜の取り組み、取り組んでこられたことを、まねるところはまねたらいいと思いますので、ぜひともそういう方向で進んでいただければなと要望しておきたいと思います。

次に、中央卸売市場についてですが、事業者との議論というのは実際まだまだ不足しているのかと思うのです。中央卸売市場運営協議会に出席させていただいて、そのように感じました。一般質問で農林部長からお答えをいただきましたが、今後事業者との議論をどのように進めていかれるのか、もう少し詳しくお答えいただけないでしょうか。

○嶋本マーケティング課長 中央卸売市場に関して、場内の事業者との議論はどのようなかということですが。

これまで、開設者の奈良県側と中央卸売市場内の事業者の間では、個々の案件につきましては、市場の中にございます中央卸売市場運営協議会等を通じて、個々に協議を行いながら進めてきたわけですが、一つのテーブルに着いて中央卸売市場の将来のあり方を議論するところまでは至ってはおりませんでした。しかしながら、市場の将来を考えると、開設者だけ、あるいは事業者だけ、いずれか一方の検討だけではなかなか効果が上がるものではないと考えております。双方が意見を出し合い議論をすることが今後の運営にとって有効であると考えております。また、近年、環境がどんどん変化する中で市場の取扱量も減っている今の段階で、特にそういうことが必要ではないかと考えております。

平成20年度から市場のあり方検討会議をつくりまして、現状と課題について議論をしましてまいりました。平成21年12月には、中央卸売市場協会との間で今後の市場の活性化のための基本協定を締結しまして、お互いが積極的に協議をするということで合意をしまして、これまで委員にもお入りいただいている中央卸売市場運営協議会を開催をしたところですが。

中央卸売市場運営協議会の中でもご提案をいただきましたが、当事者である事業者と奈良県との間で、もう少し具体化したテーマで議論をした上で、それを中央卸売市場運営協議会で再度ご審議をいただくという方向です。これから、それぞれにテーマを決めて、例えば施設、業務のあり方等をテーマを決めて、業者の方、代表者の方と具体的な項目について意見交換を重ねたいと考えております。

○浅川委員 ぜひともそのように進めていただきたいと思います。もともと奈良県から提

案された中央卸売市場を地方卸売市場にしてはどうかということであったように思いますが、なかなか理解されていないと思いますし、実際にどちらがよいのかは、他府県を見てもまだ答えが出ているところはないなと思うのです。中央卸売市場よりも地方卸売市場の方が自由度があるとか、いろんな展開がしやすいとか、理屈ではわかったとしても、実際にそれがどうなのかといったときに大変な不安をお持ちだということでもあります。

何度も申し上げますが、地方卸売市場になったとしたら、集荷、これがもう全くステータスというものがなくなって集まってこないのではないかと最も心配される事柄の一つであります。東京の築地市場が中央であったとして、ほかの都道府県がすべて地方ということになれば、それはそれで良いのだということをお話しされているわけであり、そういったことから他府県の事例も調査しながら、本当に何がいいのか、いずれにしても卸売市場の活性化はみんなが望むところでございますから、ぜひとも十分なる議論をしていただくように、よろしくお願い申し上げます。

次に、土木部についてですが、2点要望させていただきたいと思っております。

もし所見を伺えればありがたいのですが、公共工事というのは、もちろん県民のための基盤整備という大きな目的があるわけでありまして。それ以外に、経済の発展、経済の活性化、経済波及並びに雇用確保といった、そういうことも公共工事の中の使命としてあるのではないかと考えております。

そんな中、実際に奈良県が発注する公共工事が県内においてどれほどの波及効果があるのか、これは以前に一度聞いたことがあるのですが、実際これといったデータはまだないようです。全国的なレベルで報告をいただきましたが、特に主たる産業のない奈良県は、非常に土木建築産業は、大きな経済の中において役割を担っていると思うのです。だからそういった観点から、土木部には、県内の建設業者が豊かになってくれるということも考え合わせて、そういう大前提のもとに土木行政をおこなっていただきたいと思うのです。

何が言いたいかといいますと、できるところは地元企業にやらせるべきだと思うのです。単に工事費の問題だけにとらわれることなく、例えば道路工事にしても、大きくまとめて出すと金額が膨らんで当然大手の仕事になります。これを幾つかの工区に分ければ地元企業も受けられることになります。ところが、実際は一括して出した方が工事費、管理費は、その分詰められることから、工事費を詰めるという観点からすると一括で出したいということになるのではないかと考えています。しかし、それでいいのかどうかと思うのです。分けて地元の企業がその仕事をとれるのであれば、奈良県の地場産業を考えたときにその方

向で考えるべきではないかと、少し全体的な事業費が高くついたとしても、そのようなお考えでいていただくことが、奈良県産業の発展から必要ではないのかと思います。農林部においては地産地消という言葉があるように、土木部においても地産地消という考え方、こういう観点をお持ちいただいて、これからの土木行政をおこなっていただきたいと思うところであります。何かご所見あれば、言っていただきたいと思います。

もう一つは、これも一般質問で要望しました奈良交通のバス停の話であります。

具体的に言いますと、奈良市古市町から穴栗神社の間が約1キロメートルありまして、大体500メートルピッチでバス停はあるのですが、その間はなくて、もう一カ所欲しいと。その周辺ではスーパーマーケットとかいろんな店屋さんが随分できました。それは郊外型の店舗ということでございますが、実際そこへ行くには、高齢者の方々、あるいは買い物難民という言葉があるように、そのような方々でもバスに乗って行けるわけであり、そこにバス停の設置を、ぜひとも県でご協力いただきたいと思います。

これは、以前に地元からも奈良土木事務所に要望が出ているはずなのです。奈良交通(株)も概ね良いと言われていたようです。ところがなかなか進まないの、なぜ進まないのかその辺も調査いただいて、バス停の新設について県もご協力いただきたいと思えます。以上、要望2つです。

○井岡委員長 答弁求めますか。

○浅川委員 何もなかったら結構です。

○井岡委員長 よろしいですか。

○浅川委員 寂しいですが、結構です。

○中野(明)委員 農林部と土木部に質問があるのですが、最初に農林部にお聞きをします。

農道整備事業にかかる請負契約について、(仮称)中之庄トンネル工事の契約金額23億4,213万3,150円と出ていますが、これの距離はどれぐらいか。また、奈良東部広域農道整備事業となっていますが、全体の距離はどれだけで総事業費は幾らになるのか、またこの奈良東部広域農道が整備されることにより、どれだけ時間短縮ができるのか、お聞きをいたしたいと思えます。

次に、このトンネル工事にかかわって職業病であるじん肺ですが、これは粉じんを吸引することで発症する、現代の医学でも治療法がなく不治の病だと言われており、今でもトンネル建設現場や多くの粉じんの現場からじん肺は多発している状況になっております。

トンネル工事でのじん肺根絶に向けて被害者救済と、そしてじん肺根絶の抜本的対策を求めて、施工業者、ゼネコン、そして国に対して訴訟を起こされておりました。この間、国も原告団と合意書を結んで、じん肺根絶の具体的な施策を進めると、ゼネコン各社もじん肺加害者としての責任を認めて被害者や遺族に対して謝罪をし、補償する態度をとってきておられます。

ただ、1社だけ、大成建設（株）だけは謝罪表明はしないという態度をとっておられます。今回の契約の相手方の代表は、大成建設（株）ということで、本当に真摯な謝罪をしないというこの加害企業が、現場におけるじん肺防止のためのさまざまな問題を徹底できるのかどうか疑問がわくわけです。

奈良県議会でも、過去にトンネル工事でのじん肺の根絶を求める意見書決議が上がっております。この問題では、東京地方裁判所で和解が勧告されて和解されていますが、その全文の中で、トンネル工事に従事する労働者に対しては、自分の命と健康を守るために労働衛生教育を積極的に受講して、構内では必ず粉じんマスク、電動ファンつき呼吸用保護具などの有効な呼吸用保護具を使用するほか、事業者の定める安全衛生に関する指示、指導条項を厳守して、みずからじん肺の罹患を防ぐために必要な努力をすることを改めて呼びかけたい。以上のとおり、じん肺を防止するためには、被告、そして施工に当たる元請の事業者だけでなく、発注者、トンネル工事にかかわる労働者、さらに監督官庁である厚生労働省、国土交通省などが、それぞれの立場で適切な対策を講じる必要があると述べられているわけですが、実際に、奈良県が発注者としてこのトンネル工事を出されているわけですが、このことに対して、どのようにじん肺防止対策の監督と指導の徹底をされていくのかお聞きいたしたいと思います。

○前田農林部次長耕地課長事務取扱 奈良東部広域農道整備事業に関するご質問です。まず、延長ですが、現在1期の南側工事で、これが3.8キロメートルです。現道では6.8キロメートルですから約3キロメートル縮まります。この事業費が約60億円で、約5分の時間短縮になると考えております。

次に、じん肺問題に関連してですが、(仮称)中之庄トンネル工事で大成建設（株）と仮契約をしまして、これに関して何か問題はないかということですが、農林部としまして、トンネル工事におけるじん肺被害の問題については認識しておりまして、本工事におきましても粉じん障害の防止対策として、土木工事安全施工技術指針及びびすい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン等に基づいて現場の監督指導を徹底してまい

りたいと考えております。

お尋ねの契約ですが、契約に関しては、契約予定業者が県の定める入札参加資格を有しておりまして建設業法上の処分を受けていないこと及び奈良県の入札参加停止措置を受けていないこと等を確認して仮契約を行っているところでございます。

○中野（明）委員 ありがとうございます。

トンネル工事にかかわってですが、県は、先ほどの東京地方裁判所の和解の全文ではありませんが、発注者としての責任もあると思います。一般の土木工事の現場でも、途中の点検とか抜き打ち検査とかをされるとと思いますが、このトンネル工事に当たりまして、これから検査に行くからなど、通告してから行ったのでは、その現場でどういう状況で働いているかその現実をつかみにくいと思います。粉じんなどは、事前に水をまいていたら少しおさまることもありますので、実態をつかんで、じん肺に罹患させないということでしたら、抜き打ち検査といえいいのか、そういうことも行って、働いている人たちの安全、健康を守るという発注者としての責任を果たしていただきたいことを強く求めておきたいと思います。

奈良東部広域農道整備事業で、お答えをいただきましたように、5分の時間短縮で費用は約60億円かかるという話ですが、5分の時間短縮に60億円もかけてやる必要があるのかと、むだ遣いだと言わざるを得ないと改めて言うておきたいと思います。

○前田農林部次長耕地課長事務取扱 時間短縮については、ご指摘のとおり、1期南側で距離的には約5分ということになります。しかしながら、1期区間での試算でございますが、農業の効率化という観点からは、例えば市場出荷に係る効率性を評価した場合に、加工施設から運搬、市場への出荷過程を年間の農業活動における輸送時間、延べ時間に換算しますと、現状がトータルで約1万4,000時間、それが約1,000時間ぐらいに効率化されるという計画でございます。

また、事業の目的、役割、効果など全体の計画については、平成18年12月に第三者機関であります公共事業再評価委員会で評価されておりまして、委員からも、例えば東西方向が非常に発達しているこの地域で南北方向に基幹農道を引くということは大きな効果である。農業以外での効果も非常に大きいところで、東部地域のさまざまな効果を情報発信すべきであるとか、それから広域農道を中心とした地域づくりにも今後は期待するなどの評価をいただいているところでございます。

○中野（明）委員 今いろいろお述べになりましたが、そのことの経済効率というのです

か、実際問題この地域の事情がどのように潤ったかということも、改めて資料などでお示しをいただきたいと思います。

次に、土木部へは要望でお尋ねをしたいと思いますが、一つは奈良市中町駐車場について、建設委員会で、約22億円かけて大規模に買収したと説明されておりました。平城宮跡が国営公園になったときに、平城宮跡には駐車場はないので、いずれ駐車場は必要となるので、奈良市中町駐車場をパーク・アンド・バスライドとして利用したい。道の駅、あと自転車の基地、そういう形で利用していきたいという構想を持っているとお話しになりました。

平城遷都1300年祭のときに、私もよく通るのですが、フェア開催期間中だけということで、閉まっているときが多い状況になっていますが、実際問題、平城遷都1300年記念事業が終わりましたら、春、秋の観光シーズン、行楽シーズン、そのときは開くであろうと予測されますが、それ以外は計画が具体的になるまでは閉まっていると考えられます。

先日、奈良市西ノ京と、奈良市富雄に住んでおられる若い子育て真っ最中のお母さんですが、ボイスでテレビ放映されたのを見ておられたのです。その地域は子どもたちが遊べる公園とかがない、あれだけ大きな場所があるのだったら、子どもたちを連れて行って遊べる公園をあの一角につくってもらえるように言ってもらえないかというお話がありました。

高速道路を走っていても、駐車場、パーキングエリアに行きましたら、ちょっとした公園というのか、散策できるところとか、また、犬を連れて遠出をされる方がおられるので、犬を遊ばす場所とか、いろいろ工夫しておられます。道の駅をつくるまでは、まだ何年もかかると思います。ところが、あの一角に子どもさんたちを遊ばせる公園とかだったら、何年も待たずにできるのではないかと思います。せつかく22億円もかけてお買いになった場所ですから、有効利用をしていくということも検討の視野に入れて、具体化を進めていただきたいと、これは強く要望をしておきたいと思います。

もう一つは、奈良県営プールの整備運営方策検討事業の検討状況が、先日の建設委員会で出されました。事業手法としては、PFI事業でBTO方式を採用すると言われておりましたが、何かわかったようなわからないような話になっています。平成21年にも、どのようにしていくのかということでコンサルタント会社に出されたように聞いております。どこのコンサルタントに幾ら支払って、検討された中身をお聞きしたいと思います。

もう1点は、この事業手法のメリット、デメリットはどんなものがあるのかお聞きしたいと思います。

○水本公園緑地課長 新県営プールのPFI事業に関するお尋ねでございますが、まず、検討状況としまして、昨年度は、みずほ総合研究所に約1,470万円でPFI事業の可能性調査を委託しました。その結果、民間活力等によるコスト縮減を図れるとか、またアンケート調査をした結果、民間事業者の本事業への関心が高いという結果が得られました。また、ことし、平成22年度と平成23年にかけて、パシフィックコンサルタンツ(株)に、約3,100万円で、アドバイザー業務を発注したところでございまして、このアドバイザー業務と申しますのは、PFI事業の検討に当たりまして、金融でありますとか法務、技術や専門知識や、これらのノウハウを必要とすることから、要求水準書の作成から協定の締結、あるいは事業の実施に至るまで助言、支援をいただく業務でございます。

もう1点、BTOとBOTの違いでございますが、まず、この2つの違いにつきましては、BOTが、PFI事業期間終了後に所有権を民間から公共に移転するのに対して、BTOは、施設の建設直後に民間から公共に移転するという点でございます。

そういった点が違った点でございますが、今回BTOを選択した理由でございますが、BOTに比べまして民間事業者が固定資産税や都市計画税等の負担をしない点でありますとか、あるいは補助金を施設の出来高に応じて受領できる点でありますとか、あるいは県の意図に沿ったレイアウト変更でありますとか設備設置等が容易であることから、浄化センター公園につきましてはBTOを採択したという状況でございます。

○中野(明)委員 少しわかったような、もう一つ頭がすっきりしておらないわけですが、パシフィックコンサルタンツ(株)に聞いて、金融のノウハウ、作成とかいろいろ助言をもらっていくというお話でした。パシフィックコンサルタンツ(株)、どこかで聞いたような名前だと思いますが、皆さんのご記憶にもあるかと思いますが、仙台市にスポパーク松森というところがあります。そこで屋内のプールの天井の崩落事故がありました。あれをするに当たってコンサルタント会社にPFI導入可能性の調査を委託して指導したと、一括発注によって民間のノウハウが十分に織り込まれるという提案を受けることができた、仙台市はそういうことで民間事業者の意見を反映した事業スキームの構築を心がけたということが、あの事故のときにいろんなことが言われていたわけです。

コンサルタント会社はいっぱいありますが、大手会社といえれば限られてきます。そうい

うところで一定の方向づけが全国各地でされていくのかと思っておりますが、その中で、この言われておりますPFI方式、今まででしたら公共施設の運営を民間業者なりに任せる指定管理者制度というのがこれまでも多く採用されてきたと思っておりますが、それらと比較して自治体の関与の度合は薄い、指定管理者制度と比べたら薄いと言われております。仙台市のスポパーク松森で事故が発生したとき、被害者との関係はどのようになるのかといえば、自治体が責任を負うことになっております。仙台市では、意匠や、どんなふうにするとか設計については行政の関与の強化が必要だったと、この反省の中で言っております、やはり行政の側も設計技術や、土木の専門の職員ですとか、そういう体制も整えて途中のモニタリングを強化してチェックしていくのか、そういうことも必要ではないのかと考えます。そこで、このことでいろんなリスクが考えられると思っておりますが、これをやっていくに当たって、リスク負担としてどのようなことが具体的にあるのかお聞かせをいただきたいと思っております。

また、建設委員会が出されました資料で必須施設を見ますと、スポーツ部門や業務部門、軽食・販売施設などいろんな部門がかかわることになっておりますが、そこで働いている人の問題でいいますと、非正規雇用で低賃金で雇用されるようになっていくのではないかと懸念されます。こういう問題に対して、どこでチェックできる体制ができるのかどうか、このことをお聞きいたしたいと思っております。

○水本公園緑地課長 仙台市スポパーク松森での事故でございますが、その事故の原因ですが、仕様書どおりに施工が行われなかったことです。工事管理が適切に行われなかったことが原因と聞いております。PFIの制度による事故ではないとお聞きしております。今後、新県営プールの建設に際しては、民間事業者任せにするのではなく、県が民間事業者の業務履行状況とか、モニタリングを行う中で、要求水準や提案内容どおりに業務が履行されているか、工事管理業務が民間事業者によって適切に履行されていることを確認して、安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

もう1点、責任の明確化ですが、原因ごとに県と事業者の責任が明確化できるように適切にリスク分担をして、今後定めていきたいと考えております。

賃金につきましても、モニタリングの中で民間事業者の雇用状況を確認しながら、適切に賃金が支払われるように努めてまいりたいと考えております。

○中野（明）委員 このPFI事業というのが地方自治体でも導入されておまして、失敗している事例もたくさん生まれております。そういうことを考えていきますと、仙台市の

事故でも、PFI事業が直接の原因ではないと説明されましたが、その建設、設計、そういうところに対してチェックがいておらなかった。普通、公のところが仕事をする場合はきっちりとされていたと思いますが、そういうところのチェックがされていなかったのが大きいのではないかなと思います。

失敗している例を見ますと、安全の問題、利用者数の見込み誤りで破綻をしたところもたくさんあります。一括して発注できるからという、そういうコストを安くできるメリットがあると言われておりました。SPCと言われる企業連合特別会社があるそうですが、具体的には、競泳用のプール、フィットネスとかトレーニングはインストラクターも要るわけです。レストランとか物を販売するというので、一括してまとめて経営をするのかと理解をしていたのですが、企業連合体で、ここはどこそこで、ここはどこそこでと、それをまとめて企業運営先のSPCと言われる企業連合の特別会社という形をつくって運営をしていくのだということのお話をお聞きをしたわけです。

そういうことができるのかと思っているのですが、そういう手法の中で民間事業者はみずからの責任と費用負担において施設の維持管理と運営を実施することができるということだから、SPCを構成する企業に委託することも、また第三者に委託することもできるという、そういう中身になっているそうです。いろいろなことを調べていけば調べるほど頭がこんがらがってきて、本当にこれでいいのかという疑問がわいてくるわけです。

この計画について、奈良県は建設に3年、運営期間は15年としているそうですが、BOTという手法、建設して一たんその建物を県の所有にして、そして委託運営してもらうというご説明であったわけですが、そうすればこのときの施設設計や施設建設費用など、これにかかった費用の関係は一体どのようになっていくのか。民間事業者はこのプールの施設の利用者から利用料金をもってサービスを提供するという関係になります。

頭の整理をするという意味で教えてほしいのですが、仕組みとして、県と民間事業者と利用者がある、真ん中に民間事業者があるのですが、県が民間事業者に委託する。この民間事業者は施設の利用者から利用料金を得る。それで、建てようと思えばお金が要るから金融機関から借りてするという仕組みのところ、県と事業者のところのお金の流れというのがどのようになっているのか、その辺がよくわからないので、その点を教えていただきたいと思います。所有権を3年後に一たん県に移すと、そのときにこの施設設計や建設費用などはどのようになるのか。所有権を移すのだったらその借金は県が持つのかと思ったりもしますが、その辺の関係が少し頭の中で整理ができないものですから、わか

りやすくご説明いただけたらありがたいと思います。

○水本公園緑地課長 事業費の関係でございますが、P F I 事業と申しましても、すべて民間が銀行からお金を借りるというものではございませんので、公共事業の補助で見れるものはすべて公共の補助を投入してやるということでございます。B T Oでございますと国の補助を受けられますので、また、起債等有利な地方債も借りれるということで、B O TよりもB T Oの方がすぐれてるということでございます。

あと、お金の流れでございますが、国の補助でいただけるものは補助金を投入して、補助金をもらえないものについては県の支出になるわけでございますが、それで全体事業費を算出しましてそれを民間事業者へ委託する。利用者から料金をいただくわけですが、料金はP F I 事業者と利用者間で利用料金のやりとりはあります。P F I 事業者は利用者に対してサービスを提供して、その対価としてP F I 事業者は利用者から料金いただく、そういったシステムになっております。

○井岡委員長 もう一度わかりやすくお願いできますか。

○水本公園緑地課長 どう言えばいいのでしょうか、まず県で全体事業費を算出するわけですけれども、これは今現在算出してございまして、そのうち補助金をいくら投入できる、県の予算でいくら支出することができるという全体予算を算出しまして、そして公募を行うわけですが、公募をして民間事業者を募ることで民間事業者が決定されるわけでございますけれども、民間事業者は請け負った金額の中で、必須項目と言われる競泳用の25メートルのプール、屋内の25メートルプールとか50メートルプールの、必須事業はすべてやっていただくわけですが、それ以外に提案事業ということで、全体予算の中から必須事業を除いた残りを提案事業として、民間の自由な発想で施設をつくっていただくというものでございます。料金はP F I 事業をしたS P Cも入りまして、S P Cはそのかわり利用者に対してサービスを提供する、そういった仕組みになっているところでございます。

○中野（明）委員 済みません、私の頭がすこしわからないもので。全体のこの事業費を割り出して、その中に国の補助金等を投入する。例えば1,000万円の総事業費とした場合、500万円は国からお金が入ってくる。残りの500万円は民間事業者で段取りしてくださいという話になるのかと。その辺が少しわからないのです。それで、民間で500万円段取りしてくださいとなれば、民間事業者は普通は、金融機関からお金を借ります。そして施設利用者から料金もらう。そして自分のところで提案した分でやりくりして、そこからお金もらう。そういう中で金融機関から借りた分を返すという話になっていくの

か、それ以外に、県から別個のルートとしてお金が固定的に入るような仕組みになっているのか、普通のお金の段取りだけ考えても、このやり方で本当に採算が合うのか、県民のプール利用時の安全性の問題も、そういうことも網羅してこの事業で本当にやっていけるのかなというのが率直な疑問です。その辺もう少しわかりやすくお願いします。

○水本公園緑地課長 先ほど申し上げましたように、全体事業費のうち、例えば100億円がございまして、そのうち50億円は補助金で投入できる、補助対象の施設が50億としたときに、国の補助金が約2分の1、残りの2分の1につきましては国の起債が適用されますので起債を投入することになります。あとその返済はローンで返済していく。補助対象とならない部分、例えば100億円のうち、50億円が補助対象で、残りの50億円の補助対象外は、SPC事業が市中銀行で資金調達するという方式になっております。

○井岡委員長 基本的な部分というのは、国の起債と県費を投入して50億円と50億円、例えばの話。100億円で事業者にお金を出して建物を建てさせることですか、残りの提案型の部分については民間がお金を出して利用者からお金をもらうということよろしいですか。

○水本公園緑地課長 トータルでなるかと思うのですが、トータル100億円あれば国の補助事業と民間の資金事業で、その中でやりくりしていただくということなのですが。ただし、必須施設についてはすべてつくっていただくといった仕組みになっております。

○中野（明）委員 このことはもう少し時間がありますので、建設委員会なりで、図式も含めてもう少しわかりやすく説明してもらわないと、このPFI事業とBTO方式でいきます、これで承認してくださいと言われても、海のものとも山のものともわからないので、もう少しはっきりと説明をしていただきたいと思います。

いずれにせよ、建設に3年、15年運用して、また県に戻るということだけれど、これでいえばその15年間の運用の中で、さきほどの話ではないけれど、自分のところで例の50億円が回収できるのかといえば、少し頭をひねるところです。

先ほど浅川委員からもお話がありましたように、一括発注をしたらどこが落札するのかと考えたら大手かと思えます。奈良県が奈良県の経済をどのようにしていくのか考えたときに、建築部門でも商業部門でもほかの部分でも、奈良県内にどう仕事を回していくのか、そのために奈良県の予算をどう使うかを考えていかなければいけないのに、これではおいしいところ、コンサルタントも含めてみんな東京とかへ持っていかれることになるのではないかなとすごく疑問としてあります。

10年先、5年先でも今はどのようになるのかわからない、この変化が激しい時代に民

間業者と県との関係で建設と運営とを合わせて18年間という長期にわたって固定する制度で、本当にこれで運営していけるのかどうか。県と民間事業者がパートナーシップとしてやっていけるかと言えば、利害は相反するものだと思うので、そうではないと思います。経費節減ができて、ためになるとたくさんおいしいこと言われるのですが、幻想だけ与えているのではないかなと思います。そういう意味では、まだまだこの決着は、先になると思いますが、この事業の採用の検討は慎重の上にも慎重にして行うべきであり、長期間にわたる公共施設の管理運営というのは、やはり行政の直営というのですか、それを基本にしていかなければいけないと思いますので、そのことを強く言っておきます。以上です。

○井岡委員長 また後日、詳しく説明を各委員にご提示願えたらと思います。

○田中（惟）委員 今は収穫の秋でございまして、田んぼ、畑、いろんなどころで有害獣が暴れ回っております。このことについては事前に何も申し上げてないのですが、一つは、今大きな課題となっていると思われまますが、狩猟期間の問題がその中にあると思います。狩猟期間が収穫の終わった後の冬場だけをその期間としているように思うのですが、地域の人たちの中には、被害に遭う前に駆除してもらわないと困るし、猟をしてもらわないと意味がないのではないかと。ただ、趣味のための冬場の狩猟は、それはそれでいいのかもわからないけれども、有害獣の駆除とか、有害獣を逆に利用しての積極的な意味で何か活用方法とかを考えれば、期間について方針を変える必要があるのではないかとおっしゃる方がおられます。これについてご意見があればお伺いしたいと思います。

○田中森林整備課長兼全国育樹祭開催準備室長 狩猟期間につきましては、通常11月15日から2月15日だったと思います。それを、今現在1カ月延長して11月15日から3月15日まで期間を延ばしているところでございます。

それで、被害に遭う前ということ、委員お述べになっているのですが、それはもっと前倒しで期間を設けると考えたらいいということですか。

○田中（惟）委員 年間を通じてという意味では、ネットを張るとか、いろいろその効果もあることも確かでございますし、随分と努力されていることもよくわかった上でのことですが、鹿とか猪、そういう有害獣は逆の形で、猪はボタンなべということで今既に料理屋さんで利用されておりますけれども、鹿でも有効利用して、鹿の料理ができるレストランとか積極的な利用の仕方も可能ではないかと思えます。そういう意味で、おりをつくってつかまえることもすでにしていただいているし、制度としてやっているのですが、これも実は猟友会が設置することができる制度になっていますので、猟友会に入っておられな

い方は、名義借りをするといいますか、現実にはなさっておられるところもあるようであり
ますし、夏場にとれているかということ、必ずしもそうもいっていないというのが現実だろ
うと思います。ですから、あえていつがいいかとかということは申し上げませんが、もう
少し期間を考え直して、頭を白にして再度期間についてお考えをいただきたいと思いま
すので、お願い申し上げます。

次に、農業の関係でございますけれども、平成22年8月4日に、今後の行政経営に関
する有識者会議というのが開かれました。県の主催で開かれまして、そこに資料が出され
ておりました。近畿府県別・部門別農業算出額というのが出されておりました、金額が出
されておりましたが、その後、ご担当の方に単位面積当たりの産出額を計算していただく
ようお願い申し上げます。

例を申し上げます。一番開きがあるであろうと思われる柿について、その数値を皆さん
にご披露申し上げますと、奈良県は1ヘクタール当たり1,191万9,000円、和歌
山県は637万5,000円、兵庫県は1,549万3,000円、大阪府は1,023
万3,000円、京都府は923万1,000円、滋賀県が1,515万2,000円。
近畿全体の平均で995万4,000円ということでございますので、奈良県は近畿の平
均値よりも上でございますし、奈良県の半分ぐらしかいっていないというのが和歌山県
でございますので、成績のいい方でございます。だけれど滋賀県と比べますと、兵庫県と
比べますと、まだまだ開きがあると思えます。

野菜の中でナスの比較をしますと、1ヘクタール当たり奈良県は1,320万8,00
0円、それからデータとしていただきましたものは、大阪府の1,891万9,000円、
京都府が1,694万円、こういう数字が出ています。米はほとんど変わりがございませ
ん。

これを見ますと、ああ、なるほどなということは皆様もご理解をいただけるかと思いま
す。私自身の理解を申し上げますと、花はそれぞれの県で特徴のあるものをおつくりいた
だいている。全国都市緑化ならフェアではダリアを取り上げていただいていますけれども、
小菊とかいろんな花類は奈良県の特産でもございますし、ほかの府県はそれなりにそれぞ
れのものをおつくりになっておられます。ナスも、京都のナスとか大阪のナスは奈良県と
違うものがあると理解できると思います。同じナスでも花でも、どういうものを生産す
るかということでその売り上げを随分と変わらせる、経営面積が同じでも農家の収入が変わ
ってくるというあかしを県自身でお示しいただいたものだと思います。

そこで、農業の振興、大きなことを言いますと、今日本の財界は何を考えているのかと
いったら、ドバイの近くで日本の企業が向こうで農業をするという言い方をしておられま
す。どういうことかと言いますと、自分たちでこの品目が砂漠の中ですらでも工場をつくって
生産すれば、そこで売れる売れ筋商品ができるという発想を持ってお話しをされています。
もっと身近な形での農業というものも同じようにお考えいただかないと、日本の財界に奈
良県の農業をふってしまうようなことをしていきかねないと言いますか、イチゴでも昔は
腰曲げての作業でございましたけれども、今はもうほとんど腰を曲げてのイチゴをつくら
せておられる方はいらっしゃいません。技術の革新は、農業を変えたということが言える
わけでありまして。私は積極的な意味で、いわゆる遺伝子操作というものについてもいずれ
農業分野でも、今は拒否反応をお示しになっておられる方も大勢おられますけれども、い
ずれそれはもう解消されるだろうと思っています。種子の改良こそ農業の変革をもたらす
でしょうし、農業産品の利益をどう獲得するかということの中心産業になってくると思っ
ています。

そういう意味で、奈良県の農業も大きく変わっていただかなければならないと思ってい
ます。特に、種苗業の方々に対して産業振興策を講じていただく必要があると思うのです
けれども、この点について奈良県農業としてのどういうふうなお取り組みをいただしてい
るのか、積極的な農業を行う上でどういうふうな考えをお持ちなのかお聞かせいただけれ
ばありがたいと思います。

○井岡委員長 委員、あと何問ございますか。

○田中（惟）委員 動物愛護センターの命の教育の問題、それから下水道の問題、それか
ら上水道の問題がございます。

○植田農業水産振興課長 種苗産業に対する支援のご質問かと思っておりますけれども、種子
を制する者は農業を制すると言われております。農業総合センターにおきまして、これまで
いろんな品種改良をしております。その時々々の品種、例えばイチゴでありますと、あ
すカルビーであるとか、先般、古都華を発表させていただきました。そういう技術につ
きまして、種苗業界に技術移転をしております。また、あわせまして今般、育種につ
きましては数十年かかるというのが常識でございますけれども、産学官連携いたしまして、例
えば大和まなの育種、15年ほどかかるのを3～4年で仕上げ、今新品種、2品種公表
している状況でございます。そうした取り組みによりまして種苗産業活性化を図ってまい
りたいと考えております。

○田中（惟）委員 これは意見の開陳だけですけれども、一説によりますと、県立医科大学を農業総合センターの方へ、持って行ってすれば広い面積があると言われてはいますし、それはそれで一つの方法だと思って理解はしているところですが、農業にかかわる試験場でありますとか研究所、それはそれでまた視点を変えて、もっと充実したものにしていただきたいということを特に希望を申し上げます。面積が減ったから下限はあるのではないかということは申しませんし、足りなかったら宇陀へ来ていただいたらいくらかでも土地がございますので、どうぞお越してくださいということもあわせて申し上げておきます。

それでは、次の課題であります。

畜産課のご担当になるわけですけれども、宇陀にアニマルパークをつくっていただきました。その公園そのものは非常に、きれいなといいますか、芝ができて動物と触れ合うということができて、いい施設をおつくりいただいたのですが、あわせて、きょうお越しいただいているほかの部になりますので、またあした質問しようと思っておりますけれども、動物愛護センターをおつくりいただきました。そこで犬猫の殺処分をするということになっているのですけれども、あわせて、それはなぜ受け入れることができたのかということの大きな理由の中に、命の大切さをそこで学んでもらおう、動物と触れ合うことによって命の大切さを理解してもらおうことが、根底に一番の基本にある部分として考えられて、説得をもって受け入れられたということだけは十分にご理解いただきたいと思います。教育委員会にも同様の申し入れをいたしておりますが、きのうはあえて質問しませんでした。最終の総括のときに改めてお尋ねしようと思っておりますので、それは、きょうはこういう意見を持っているということだけ表明をさせていただきます。

続いて、下水道の問題をお尋ねいたします。

十分な資料が整っていないので、具体的な数値についての論拠を示しての話にはなりませんけれども、宇陀市は市町村合併をいたしました。市町村合併をしますと、今まで奈良県の宇陀川流域下水道処理場というのが県の経営でなされておりましたが、その受け取っている範囲が宇陀市内となりますので、公共下水道という形に名前が変わり、経営主体が変わっていきます。

そこで、どうなるかといいますと、今も一般財源からその運営資金を投入しておりますし、いろんな設備の費用を補てんをしている形になっております。ところが、その費用が毎年相当な額になるために、それを今度、公共下水道という形で宇陀市が引き受けすることになりますと、数年もしないうちにお手上げになるのではないかと思わざるを得ません。

もう毎年1億円ということではなしに、4億円も5億円も公共下水道のために宇陀市が出資しなければならない事態になっていくと想定されているわけであります。こういう事態になりますと、何のために合併したのかと、改めて合併をしたことについての議論までぶり返してきているというのが現実でございます。その当時、県は、合併した市町村に対して全力を挙げて全庁挙げて支援するという約束をなされたわけでございますけれども、宇陀市と同じように全国で幾つかの類似県がございます。同じような将来に対する悩みを持っているところがあるわけでございますけれども、国に対して今までどおりの流域下水道の形で運営できるように制度を改正してもらえないか、こういうことを相談してほしいということを前々から申しております。これに対して、まだ時期尚早だということもあったのですけれども、もうあと5年という形になってまいりました。こういう運動といいますか、政府に対してこういうことを認めろということを運動を展開してほしいという要望をお聞きいただいていると思うのですけれども、そのことについて何らかの進展があるのかないのかお答えをいただきたいと思っております。

○岡本下水道課長 宇陀川流域下水道の公共下水道への移管について、どのように取り組んでいるかということでございますが、宇陀川流域下水道につきましては、現行の下水道法及び合併特例法の規定では、平成28年度に宇陀市の公共下水道として維持管理されることとなります。しかしながら、宇陀川流域下水道が設置された経緯からも、引き続き流域下水道として県が管理運営できるよう検討してきたところでございます。

本県同様に合併市に移管される7府県に対し調査を行ったところ、回答を得た6府県の状況は、合併特例期間満了後に合併市に移管することで進めているのが4団体でございます。同一流域における処理区と統合することで移管が必要でなくなったのが1団体で、本県と同様に検討中であるものが1団体という状況であります。

本県における現在の取り組み状況でございますが、引き続き県が管理運営できる方策を検討するため宇陀市との検討会を設け、検討を進めているところでございます。

なお、全国組織である社団法人日本下水道協会におきましても、合併特例期間満了後においても引き続き流域下水道を事業として運営できること、もしくは新たな交付金制度の創設及び合併市町村に関する補助対象範囲の特例期間の延伸が提言されるなど、全国組織での対応もあるところでございます。今後の国の動向や他府県の先行事例の情報収集に努めながら検討していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○田中（惟）委員 ぜひとも、まだしばらく期間がありますのでよろしくお願い申し上げます。

たいと思います。

なぜ下水道のことにこだわるかといいますと、技術を保っていけなくなったりですとか、その運営が怠慢になったりしますと、後に下に控えていますのが、県営水道の室生ダムがその下流にあるからでございます。今でも実はアオコの発生数、平成22年6月に奈良県営水道“ぶらん2019”という資料をちょうだいしました。そこには室生ダムのアオコの発生状況を記載されているのですけれども、アオコが発生してきております。気象条件にもよるのでしょうけれども、上の処理能力が悪くなりますと、ますます水質の悪化を伴っていくということになるわけでありまして、もともとこのダムをつくる水道を取水しなければいけないから、上の水質をきれいにしなければいけないということで宇陀川の流域下水道の設置が決まったという経緯もあるところでございまして、この水道の水質の維持に十分留意をしていただきたいと思います。発生件数についてはもう今さら説明をしていただかなくてもいいかと思うのですが、発生がないというのではなしに、随分とまたふえてきているという現実があるということだけご理解をいただければそれで結構です。

あわせて上水道のことでもございますけれども、上水道の整備率、前もって言っとかなかったので数値を持っているとか持っていないとかということになるかもわかりませんが、上水道が奈良県下で整備されているという率は97%か98%か、もうそのぐらいにいったらと思うのですが、現実の数字を少しお教えいただきたいと思います。

○井岡委員長 すぐわかりますか。

○木村水道局業務課長 委員お尋ねの件は水道の普及率ということであると思っておりますけれども、奈良県におきましては97%以上にはなっておりますが、正確な数字については今持っておりませんので、改めてまたご説明に行きたいと思っております。

○田中（惟）委員 残されているところは、もう山間の非常に施工的にも難しいところとか、十分今まで合意できなかったところというところが多いわけでありましてけれども、その中でも手を挙げて水道を引きたいという希望を申しておられるところがあることも事実であります。県として手を挙げているところに積極的に協力してあげて、行政にそういうお話をしても、いや、そう簡単にすぐはできませんよという答えが返ってくることでなくて、できるだけ積極的に取り上げていただきたいと思っておりますので、お願いを申し上げます。

それから、最後のことでございます。土木部長の説明がないということは、非常に実は寂しく思っているのです。補正予算でこれとこれとこれをやりたい、これぜひ認めてくれ

というぐらいに積極的な考えをお示しいただきたいと思っております。私たちの地域、山の中では、もう仕事がない、失業しています。どうしてと聞くと、仕事がないから発注がないから、もうずっと遊んでいますという人が、何人も周りから声をかけられる。失業状態に陥っている人たちが随分と出てきていることは確かでございます。あそこもやってもらいたいし、ここもやってもらいたいという部分はあるのですけれども、いや、しかし、土木部で財政課に向かって金を出せという話をしていただかないと予算として計上されないと思いますので、ぜひとも土木部の皆さん方、何課とは言いませんから、積極的に、諸課題はたくさんあると思いますから、お取り組みいただきまして事業を進めていただきたい。これが景気対策にもなると思いますので、これもお願いしておきます。以上で終わります。

○井岡委員長 審査の途中であります、午後3時30分までしばらく休憩します。

15:15分 休憩

15:33分 再開

○井岡委員長 休憩前に引き続き審査を行います。

それではご発言願います。

○大国委員 大きく2つお尋ねをいたします。今議会も本会議で、川辺のまちづくり、あるいは川を中心としたさまざまなご意見が出ている状況でございますが、平成22年9月11日に、平城宮跡の西側を南北に流れるいわゆる秋篠川、私ども地元の河川でございますけれども、そこで舟を使った舟下りがございました。約700メートルの区間で実験という形でされたようでございますけれども、私どもも今まであまり考えたことがなかった秋篠川を舟で下るというのを、非常に新しい試みだなということで大変評価をさせていただいてるところでございます。しかしながら、先ほど申し上げたように実験という形で行われておりますので、今後どうなるのかと、どういうことを実験されて、今後どのようにつけていかれるお考えがあるのかということをお尋ねをしたいと思っております。

もう1点は、私どもが持つ秋篠川のイメージというのは、もう一つきれいではないイメージがございました。しかしながら、新聞で掲載をされている記事を読みますと、この舟に乗られた方のご意見ですけれども、秋篠川の水面上から市内を望めるという貴重な経験をさせていただきましたと。そういう情景がちょっと映ってこないのですが、非常に川の土手がよくイメージができるのですけれども、舟下りをされたところは、非常にそういった意味でも、いわゆる環境保全が第一の目的でもあるかと思っておりますけれども、この舟下りで

どういふところを見てもらいたいということも含めて、今後周辺地域の皆さんと連携をして、より一層環境保全をやっていかなくてはならないと考えておりました、今後地域の方々との連携をされての試み、また考え、取り組みが何かあるのかどうかということをお尋ねをしたいと思います。

もう一つは、午前中の審査の中でも少しご意見を申し上げましたけれども、ことしは大変、特に連日の猛暑、酷暑と言われる日々がございました。そんな中で、大変心配しました平城遷都1300年祭の会場においても、暑さ対策というのは最重要課題だということで申し上げておきましたけれども、一方では、今回、平城宮跡会場を中心として使用されましたミストを使って、ある意味、暑さ対策をされたと思います。例えば、集合バスでおりてこられてまず向かわれるのは、ミストが出ているその下を歩かれる。また、バスに乗られる前も同じくミストの下を歩いてバスに行かれるという、そういうところをずっと見ていまして、効果があるのだなということも、確かに、その情景を見ていて感じたところでございます。

そこで、今後、奈良県内の観光地、あるいは集客を見込める、例えばJR奈良駅、近鉄奈良駅周辺のところにも、大阪市はよくやっています、ミストが出て、そこを通勤の方が歩いていられる情景がよく映っていますけれど、奈良県もそういう試み、少し優しさを感じるような、取り組みが必要かと考えておりました、特に上水道を使った暑さ対策というものを何かお考えになっているのか、水道局の方にお尋ねをしたいと思います。

○大野河川課長 秋篠川につきまして、2点のご質問をいただいております。

まず、1点目でございます。舟下りの社会実験について、現在どのような実験を行っているのかということと、今後どうしようと考えておられるのかということでございます。

秋篠川につきましては、平城京の時代、西の堀川と呼ばれていまして、舟で物資を運ぶ舟運が栄えておりました。現在では水質が悪化しておりまして、重点対策河川という支川の準支川に指定されておるところでございます。このため、平城遷都1300年祭を契機に舟下りの社会実験を行いまして、河川愛護の意識の醸成や水質改善の啓発を図るとともに、当地域への来訪者の方々の新たな観光ルートということの可能性を検討するということとするものでございます。

委員お述べのように、去る9月11日に試行運転ということで、平城宮跡から大宮通りまでの700メートルにつきまして水質改善の啓発を主体に実施しまして、96名の地元の方々の住民の方々、また一般公募の方々に乗っていただいたわけでございます。その結果、9

0%の方々が楽しかったと感じられて、74%は、また同様の舟下りがあれば参加したいと回答しておられます。そういった意味で、舟運に対するニーズは高いと考えておるところでございます。また、約8割の方々が、舟運を体験したということで河川と触れ合う機会をふやしたと感じた回答を寄せられております。そういった意味で、関心は高まったと考えておるところでございます。

ただし、その反面、水質改善すべき点が第1位ということで上がっておりまして、今後取り組むべき課題と考えておるところでございます。

また、10月16日と17日には、試行運転での課題を改善した上で平城宮跡から西ノ京までの約1.7キロメートルにつきまして、新たな観光ルートの可能性につきまして検討するという社会実験を行いたいと思っております。特に夜間につきましてはライトアップということで、さまざまな角度から観光資源としての検討を行いたいと思っております。

今後は地元と連携した河川の清掃、また花の植栽ということで秋篠川の環境改善に取り組むとともに、観光ルートの可能性検討につきまして、当社会実験で行うアンケート調査の分析結果を踏まえ、課題を整理した上で、来年度以降どう取り組んでいくのか検討していきたいと考えているところでございます。

次に、2点目につきまして、地域と連携した環境保全といえますか、河川愛護の取り組みについて、どのように行っていくのかということでございます。

河川空間など公共空間を美しくする取り組みは、地域の方々の積極的な活動、地域と行政が連携して取り組むことが重要と認識しておるところでございます。また、全国都市緑化ならフェアを契機に公共空間の美装化を行いまして、来県者におもてなしの気持ちを伝えるとともに、このような取り組みを広げていきたいと考えているところでございます。

その他の河川におきましても、今年度から観光地周辺や人々の集まる場所をモデルケースにいたしまして川の彩り花づつみ事業という事業を実施しており、地域の皆様方の熱意があり、協力や連携が得られるところにつきましてパイロット的に取り組んでおるところでございます。具体的には、今年度、秋篠川におきまして唐招提寺の協力を得て、地元自治会連合会、また地域の保育園の保育園児が一緒になりまして、花の植栽を10月4日にする予定にしております。地域の皆様には花の植えつけ、水やり、除草等に取り組んでもらうということで考えております。

今後は、熱意ある地元と連携した取り組みをふやしていきまして、河川環境の改善、水

質改善に取り組み、公共空間の美装化と秋篠川を含む大和川のワースト上位からの早期の脱却というふうに取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○木村水道局業務課長 ドライ型ミストについての、モデル的に県の施設に設置できないかという委員のお尋ねでございますけれども、水道水を使いました暑さ対策といたしましては、このドライ型ミストというのは代表的な例でございます。これは水を微細な霧の状態にしまして噴射しまして、それで周りの気化熱を吸収しまして、これによって局所的な冷房を行うことで、周辺の温度が2～3度下がるというものでございます。県内では、委員からご説明ありましたように平城遷都1300年記念事業協会で設置されておりまして、非常に好評を得ているところでございます。県内の事例としましては、先ほど述べていただきました大阪市であるとか東京都であるとか横浜市であるとか、たくさん事例がございます。また、設置場所としましては、駅や遊園地、商店街や公共施設で設置されているわけでございます。

このドライ型ミストを学校や公園など県の施設に設置することでございますけれども、県営水道は、ただいま用水供給事業としまして市町村の配水池まで水を送っております。設置したミストに直接県営水道の水を給水することはできないわけでございますけれども、この点につきましては市町村水道の協力が必要になることでございます。県営水道としましては、今後市町村とか、それから県の関係部局などとも連携いたしまして、さまざまな視点から検討を行っていきたいと考えております。以上でございます。

○大国委員 ありがとうございます。

舟下りにつきましても、先ほど申し上げましたように新たな試みとともに新たな観光資源の発掘という意味合い、もう一つは、ちょうど秋篠川を自転車道も通っておりますので、舟、自転車、それから歩行者、さまざまにウォーキングで体を動かしている方もおられます。大変ある意味大きなこれから重要な役割を果たす可能性を秘めた状況にあるのかなと思っております。ぜひとも10月16日、17日、今度また行われますけれども、さまざまに多くの皆さんの意見を反映をさせていただいて、成功に終えていただきますようにご祈念申し上げたいと思います。

また、先ほどお話がございました川の彩り花づつみ事業、パイロット事業でしょうか、花というのは非常に人の心を和ます効果もありますし、また、万葉の時代から奈良と花も非常に結びつく話でもございますし、ぜひともこういった河川の美化に絡めて、大いに地

域の人たちも楽しく河川環境に親しめるように意識が持てるように、こういった取り組みというのは非常に重要だと思いますので、大いにPRをしていただいて多くの地域団体の方々にも参加していただけるように、その周知等も含めてしっかりとよろしくお願ひしたいと思います。

また、上水道を使った暑さ対策でございます。今ご答弁ありましたけれども、ぜひとも関係部局あるいは市町村の関係の方々ともよく協議をしていただいて、でき得る限り対策を試みていただければ、奈良県を訪れた方、また人が集まる場所では非常にある意味2～3度違えばいやしの部分も出てまいりますし、見ていると少し涼しいような状況もございますので、大いに平城遷都1300年祭のノウハウを生かすことでお取り組みをお願いしたいと思います。

もうきょうは簡単で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○山下委員 それでは、農林部の皆さんにお尋ねしたいと思います。

手元に資料をたくさんちょうだいいたしました。農産物の出荷額が約450億円、林業産出額が42億円、この数字に間違いはございませんか。さらに手元に、林業関係の従業員の把握、なかなかしにくいですので、退職金共済補助者数という統計がございます、平成6年には1,071人、それが平成21年では226ということでございます。この226人が林業の常用雇用者数というふうにカウントしているのかどうか教えてください。

それから、10数年前に野尻忠正十津川村村長がご就任のときにいろいろお話を聞かせてもらっておりまして、その当時、山下くん、十津川村というたら森林の村やと思っくれているのか、木材の出荷額よりもシキミの出荷額の方が多いと、それで飯を食べているということをお聞きして、びっくりしました。十津川村の現状は今も変わっていないのかどうか教えてください。

とりあえず今お聞きしたところの確認及び、わからないところを教えてくださいたいと思います。

○七尾林政課長 林業に関しまして42億円という数字は、公表されているとおりの数字です。

それと、委員お述べの退職金共済の226人という数字ですが、これは雇用されている人の数のうちの一部でございます。

○山下委員 一部ですか。

○七尾林政課長 一部、そうです。全部が林業退職金共済に入ってるというわけではございませんので。

○山下委員 常時雇用はすべて何人ですか。

○七尾林政課長 林業の就業者につきましては国勢調査の数字をつかんでおりまして、1,060人という数字で今は認識しております。国勢調査は、10月1日にございます。

○山下委員 十津川の林業出荷額とシキミの出荷額。

○七尾林政課長 十津川村の木材生産、シキミというお話なのですが、シキミの金額が十津川村の木材生産額より上回っているとは少し考えておりません。そういったお話もございます。シキミにつきましてはお年寄りの方とかが山どりでとられておられます。それよりも十津川村の木材生産額が少ないと、今数字ははっきりとは申し上げられませんが、それよりシキミの方が多いとは思っておりません。

○山下委員 農業は、出荷額と農作物。

○植田農業水産振興課長 農業の産出額ですけれども、450億円程度ということで間違いないございます。

○山下委員 実は、農産物の出荷額450億円、林業関係で42億円、合計で490億円余りなのですけれども、県の農林部の予算は170億円であります。新しく農林水産大臣に就任いたしております鹿野道彦氏は、盛んに農業対策は環境対策だと言いはじめました。環境対策といいながら森林環境税をちらつかせているところなどはなかなか評判が悪いのですけれども、いずれにいたしましても、農業、林業の対策というのは産業対策ではなしに環境対策であるという側面が極めて強くなった、色濃くなってきたと。農林部長、その見解についてはどうですか。

○富岡農林部長 農業と林業は若干違うと思っております。林業については、委員お述べのように県の林業予算に比べて産出額が逆に少ないと、ところが農業の場合は、約170億円の100億円ぐらいが農業に投資しているのですけれども、産出額は450億円ですから、投資効果、単純には言えないですけれど4.5倍ぐらいあると。ただ、最近の傾向としては、林業は、委員お述べのように、公益的機能、森林環境税も入れさせていただいておりますけれども、そういう公益的機能、環境面での重要性が高まっているということは言えると思います。一方で農業についても、ヨーロッパは環境払いというのが入っていますし、日本も今直接支払いという、今後そういう方向に向かう可能性も少し秘めていますので、そういう意味では、トレンドとしては農業もそういう側面が出てくると思っていま

す。以上です。

○山下委員 実は農業対策については国の施策が漠然として、そもそもの混乱の第一は国にあると思います。この農業の出荷額を担っているのは専業農家と第一種兼業農家だと整理したいと思います。農家は奈良県内に3万戸あるのですけれども、その2つを合わせますと4,560戸ぐらい。要するに3万戸の対策をするのか4,560戸の対策をするのか、これの対策のいわゆる選択の問題です。その辺は整理してかからなければならないのではないかと。

さらに、奈良県としてほっておくわけにいかない問題は、耕作放棄地が大変多いと。18.5%ですか、近畿で一番多い、全国的にも7位であると。この耕作放棄地に対する対策をどう考えているのか。これも環境対策の主たる課題であり、すぐにでも着手しなければならない問題ではないかと。よく山間部の農林関係の事業では場整備事業がございます。これもそれなりに果たしてきた歴史的な意味というのは決して小さいものではないと思いますけれども、しかし、減反の必要性が叫ばれてもう20年近くなるのです。にもかかわらず、一方では場整備がまたやらせておるという話も含めまして、そういうところに予算を投入するならば、やはり耕作放棄地をどうするのかという独自の対策を打ち立てる必要があるのではないのかと思うのであります。これについて、もう農業対策としては、その耕作放棄地の問題、あるいは専業農家あるいは第一種兼業農家に対する対策、ここに選択と集中をしながら農業政策を進めていくべきではないかと思うのですけれども、富岡農林部長、どうですか。

○富岡農林部長 大きく2点ご指摘いただいたと思いますけれど、まず1点目が、奈良県の置かれている農業の現状に照らして、言葉をかえると選択をして、いわゆる第一種兼業農家といいますか、3万農家のうち4,500戸ぐらいということで、仮りにそうしたときに、大半が奈良県の場合は小規模な稲作兼業農家、これが9割ぐらい占めていますから、言いかえると1割が主として種苗の農業をしておられる、力を重点化、置くべき農家ではないかというご指摘だと思いますけれども、この前も知事から答弁させていただいていますが、県では今年度からマーケティング・コスト戦略ということを進めたいということで、そのポイントは、今まで県が主要産物として引っ張ってきたような柿とかお茶とか、そういうリーディング品目を選定して、そこに集中的にてこ入れをしていこうと、産物としての力を継続させていきたい、これが一つでございます。

もう1点は、チャレンジ品目ということで大和野菜であるとか球根ダリア日本一と、そ

ういったところを重点的にやろうということで、意欲ある農家の方と協定を結んでお互いに県もサポートすべきところはしていくとことで、言いかえれば、委員お述べの選択と集中まで言えるかどうかはわかりませんが、今年度初めての試行ですので、そういう方向で取り組んでいきたいと思っています。その辺は同感だと思っています。

それから2点目に、耕作放棄地対策ですけれども、耕作放棄地が18.5%で全国7位ということで不名誉なことですけれども、これは山間地域、奈良県の場合は大阪への通勤をされる兼業サラリーマン農家が多いと。そういう方が9割ぐらいおられて、その人たちが持っておられる耕作地が放棄されている。それは農業所得の収益が低いということもあって、サラリーマン収入で十分やっていけるよというのが耕作放棄地の要因の一つになっていると。地域別に見たときに、大和高原とか南部でも大阪へ通えると、そういう立地条件になっていますので、そこの地域の放棄地率が高いという現状もあります。

そういったことで、国のやっている中山間地域の直接支払い制度、あるいは鳥獣被害対策交付金を来年度は増額してほしいと要望させてもらっていますけれども、それと平坦でいえば農地・水・環境向上対策と、そういったものを組み合わせて総合的にやらざるを得ないということで対策をしているのですけれども、耕作放棄地対策は、もう委員はわかっておられると思いますけれど、粘り強くしないと人間と動物とのイタチごっこみたいな環境になっています。県としても悩ましい、農家の方、大変悩ましい問題ではあると考えていますけれども、粘り強く取り組んでいくしかないということで、今後もう少し地域の人と協働で取り組むような、そういう仕組みも考えていきたいと思っています。以上です。

○山下委員 耕作放棄地対策は、これまでも部分的に明日香村などでやっていろんな成果を出していますけれども、都市部の人たちの導入を図っていくとか、あるいは子どもたちと農業の結合を図っていくとか、あるいは農業に通常触れていない人たちの県内、県外の人々との交流の場所に変えていくことについて、今までの試行錯誤を整理しながら真剣に考えていく時期ではないかと思うのです。そうでないと、耕作放棄地、これから私らの世代、私ももう70才に近いのですけれども、同級生は、まだ現役であったときは機械の買いかえの意欲もあったと。しかし、年金生活を始めた途端に、もうこんな農業機械の買いかえなんて、とてもじゃないけれども考えられないということで放棄をしていく、もうつくらないと。

今の平野部では、こういうことなんです。米が安いとか減反促進していると言うけれども、10年前と比べて減反地は少ないし、私の散歩道にはほとんどないです。なぜかとい

えば、やみ小作がいると。要するに1町歩ないし2町歩、人の土地を借りて耕作して専業農家よりも生産性を上げている、そういう農家がおると。それだったら要するに土地の税金もかけなくていいし、あるいはまた、吉野川分水の経費等々、農業に係る経費も全部持たなくていいと。ただ、雑草を生やしておいたら自分で処理しなければならないので、自分のところでしてくれるかという口約束でどんどん手を広げていっているから、減反のところがほとんど目立たないと現象があるのです。そういうところも含めて、やはり前もって手を打っておく必要があるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○富岡農林部長 委員お述べのとおりでございます、子どもたちが農業に親しむということは、小さいときから肌で体験していくというのが、教育と一緒に一番最も大切なことだと思っております、農林部でも、ここもう4～5前からだと思いますけれども、子どもたち、小学校単位ですけれども、1年間に数校ぐらいに稲作体験をしてもらったり、外国の人にも送ったりとか、いろんなところで食べてもらうとか、そういう取り組みを細々ですけれどもやり始めていますけれども、農林部だけの取り組みではなしに、子どもさんですから教育委員会とも連携をとりながらやるとか、青少年であればくらし創造部とも一緒にやるとか、そういういろんな人生の過程過程で取り組みを徐々に深めていくという取り組みは大事と思っています。

○山下委員 次に、林業です。

林業のネックは、森林組合だと思うのです。県下には20の森林組合があるようでございまして、組合員の数が、何と1万6,655人登録なさっている。いずれにいたしましても、県が直接に事業委託している事業、あるいは市町村を通して事業委託等をしている事業が約6億円近くある。先ほどの220人にこだわるのは、6億円の事業を県が直接あるいは市町村を通して事業委託しますと、大体年収300万円の人たちを200人に仕事を出せるわけです。では森林組合自体が出している仕事の量はどれぐらいあるのかということをお答えいただきたい。

さらにまた、森林環境税を使っております、県の森林区分設定事業ですか、要するに環境林として置いておくか、あるいは木材生産林政策区分、これは非常にいい事業です。この事業は予算で4,720万円を組んでいるわけでありましてけれども、平成22年度で終わりなのかどうか、4,720万円で整理できるのかどうか、それも含めてお答えいただきたいと思っております。

○富岡農林部長 2点いただきましたけれども、まず1点目、条例に基づく基本指針を作

成中でありまして、近々かなり固めてこれらと思っております、それを受けての作業を、この4,700万円を使わせていただいて今年度であればやりたいということを考えております。

2点目については、組合林の生産量については担当課長よりご答弁いたします。

○七尾林政課長 森林組合に対する仕事ですが、森林造成事業でありますとか、県産材安定供給促進事業、仕事の量という形では今手元に資料がございません。委員が、先ほどお述べになりましたように、いろんな事業が県から直接、もしくは市町村を通じて流れておることになっております。以上でございます。

○山下委員 なっとるという資料をいただいたので質問しているのですけれども、質問がおかしかったらおかしい、どこがおかしいと言ってください。だから、今森林組合が組合としてみずから自主的にやっている事業の事業量はどれぐらいあるのかということを知っているのです。

○七尾林政課長 森林造成事業につきましては、例えば間伐等をやっております、その中で、代理申請と申しまして、森林組合員が山の作業をしまして、そのかわりに申請の手続等を森林組合がやったりしております。それがほとんどでございます。こういったものにつきましては、森林組合が直接やっておるとするのは奈良県の場合5%程度と把握しております。

お金の流れですが、所有者が間伐をしまして、その申請を森林組合がしまして、最終的にはまた所有者に戻っていくという形になってございます。5%につきましては森林組合が直接雇用者等で実施したりしております。

それと、あと森林環境税の緊急間伐等につきましても、入札によりまして森林組合が実施している事業がございます。

○山下委員 わからない人ですね。聞き方が悪いのだと思いますが、聞いていることに答えていない。

だから、県が、あるいは市町村を通して出す委託事業以外に、森林組合独自が行う事業量というのはどれぐらいあるのと言っている。もっと言ったら、森林組合も自分たちの山を持っているわけでしょ。本来ならば自分たちが森林労働者を雇用して間伐したりしなければならぬわけです。それを組合員が組合に事業委託する、組合員が組合にお願いする、組合から雇用者を雇って間伐するという形ではないのですか。その5%は、そういう形でやっている事業が5%で、あとは全部公共的な事業と違うのですか。要するに、今県や、

あるいは市町村を通して流れていく委託事業以外に、森林組合が本来自分たちの仕事とする事業はどれぐらいやっているのと聞いているのです。

○七尾林政課長 事業量につきましては、今把握できておりません。

それで、森林組合につきましては、森林所有者が互いに協力して林業の発展を目指す協同組合で、組合員の出資により運営されております。お述べの森林組合の本来の仕事なのですが、今現在、国の検討会でも中間報告が出ておりまして、森林・林業再生プランの中で中間報告も出ているのですが、森林組合の本来業務と申しますのは、組合員の山を管理、経営するというのが本来的な役割で、施業の集約化、合意形成、そういった具体のプランを組合員に出していくのが本来業務ではないかと今議論されております。県におきましても、今後そういった業務を中心にやっていただきたいと考えておるところでございます。以上です。

○山下委員 森林組合に多くの事業を委託しながら、森林組合が本来しなければならない組合員の森林の管理や、あるいは森林育成の事業、それについてどれだけしているのかわからない、把握してない。要するに、公共事業を垂れ流して、その中でしか森林組合というのは存在していないのではないかと、先ほど富岡農林部長が答えていただきました。森林の区分設定事業が整理できたら、少なくとも環境対策林以外の木材を生産するための山については森林組合に責任を持って管理運営してもらおうというような方向を出してもらわなければなりません。県民に説明がつかないではないですか。森林環境税を県民からいただいで、5年ですか。そろそろ総括をして、これを続けるのかどうかも含めて県民に説明しなければならないです。森林組合に、そんな乱暴な運営を放置して県民を説得できると思いますか。富岡農林部長、どうですか。

○富岡農林部長 私が持っている数字が、間違っているかもしれませんが、先ほどの森林組合がどれだけの収支バランスかというお話がございましたので、平成20年度の決算数値ですけれども、部門別収益で、部門は先ほど七尾林政課長が言いましたように4つの仕事をしていまして、指導と販売・加工、森林整備で、その収益計で21億円、そのうち森林整備は17億円ございます。ですからこれを収入とでイコールともし仮に置けば、それぐらいのマクロの数字かなと理解しています。

それから、森林組合についてのいろいろとご指摘いただいております。一部当たっているというのは聞いております。それをどう検証していくのかというのは、本来の林務としての森林組合法に基づいて指導監督権を持っていますので、当然その中身を毎年度、定

期監査もしていますので、こういった数字も把握しながら、適正にしているかどうか、適正に執行、支出がされているかどうか林務としてもやっております。

たまたま今、森林環境税のお話をされましたけれども、今年度、条例を施行させていただいて、今後森林を区分をしていこうと。それで先般、代表質問で委員にお答えをさせていただいたように、南部振興策の目玉産業であるという認識を持っていて、それは、一つは環境林の話がありました。それ一つ基本に置かせていただいて、木材生産林について、農業と一緒に思うのですけれども、意欲のある取り組みをする事業体に応援をする、これが基本路線だと。あとは地域の雇用情勢とかいろんな状況も踏まえながら、若干のきめ細かな手当てもする必要があるかもしれませんが、基本ベースは、意欲のある事業体を応援するのは農業と一緒に思っています。それから低コスト戦略をしていきたいと思いますというのを打ち出しております、それを4,700万円で作業をしながら平成23年度以降に重点支援を県が何をできるのか、森林所有者、それから森林組合、それから素材生産業者、いわゆる森林林業の事業体の役割を決めてもらわないといけませんし、当然森林組合も悪い側面ばかりではなしに、地域の所有者の実態を知っている強みも一部持っているのも事実でございますので、そこが中立、客観的に把握をしながら、より透明性を持って事業体を選別して選択していくことが重要と思っておりますので、県としては、透明性を確保しながら公平性で意欲のある者に応援をしていく取り組みを今後ともしたいと思っております。以上です。

○山下委員 要求していただいた資料の中でも、平成16年度には木材生産額60億円あったのです。それが平成20年度に35億円になった。この数字をきちんと見ないで何が南部振興局やと。南部地域で人口をふやしていくといえは木材産業しかないではないですか。そういうことを抜きにして南部振興局をつくって中南和地域の人間が喜んでいるとしたら、これほどおめでたい話はないです。やはり的確に、事態の核心がどこにあるのか。特に、森林組合の実情はわかりません、森林の問題はわかりませんが、とにかくおかしい。専業農家はほとんど農業協同組合を信用していません。同じく、ただ、この森林組合からそういう意欲ある反乱分子がどうして出てこないのかと不思議でならないのですけれども、森林は複雑につながっています。そして、多くの森林を抱えてる大地主というのは、居住はほとんど大阪か神戸近辺にあって豪邸でお暮らしだと。30年一切出荷しなくても生活はどうかのございませんと、そういう人間相手の仕事が多うございまして、それはそれは大変だと。しかしながら、そんなどぶみたいなところへ公金を捨て続けるの

かという県民の批判を上げなければ、彼らは動かないだろうと思います。

さらに、本会議場でも2～3人の方から外国人に山を売ってしまうというような質問が出ていました。大体、高度経済成長期に山を知らない人が、あそこからあそこまで100万円だといって買ったような山は一番危ないです。簡単に売ってしまうのではないのでしょうか。そういう意味では、法律の整備も含めて必要やという答弁のありましたけれども、やはり真剣に森林の問題に取り組んでいかなければいけないです。そのネックは森林組合にあると指摘しておいて、質問を終わります。

○中村委員 農産物直売所の件で、農林部長にお伺いをいたします。

山下委員が、農業の重要性について、お述べになられたわけでございますけれども、日本の総合農政の汚点は、減反政策だと思っておるわけです。減反政策が農家の意欲を減退をさせた。特に大消費地を抱える奈良県、近畿2府4県の大都市消費地に隣接する奈良県の農業は、ほとんどが兼業農家です。政府において言われておる農家の戸別補償は、ほとんどの農家には影響がないし、また、農業意欲を駆り立てるものではない。実際問題、1反の田から米作で14万円ほどです。それで、奈良県は柿は全国第2位、お茶は全国第5位ということで、ほかにダリアとかがあるわけでございますけれども、米作にほとんど頼ってきていた。

そういう中で、県はこの間、農産物直売所の問題を知事が提示されたわけです。そこで今現実に奈良県の農家の中で高齢化が進んで、畑や田んぼを4、5反持っておる農家でほとんど手がいっぱい、それは耕作ができないわけです。例えば、キュウリやナスビを夏場に市場に出して、良い価格で引き取ってもらえるかといえば、実はそうでもないわけです。ハウレンソウは四毛作で生活協同組合とかいろいろな場所に出しておっても、価格はなかなか維持できないのが実態なのです。そんな中で県は、平成21年、平成22年と協定直売所の設定をされて、これからもふやそうとしているのは非常にいいことなのです。その農産物直売所に農作物を提供されるのも、ほとんどは零細な高齢者の耕作によって生まれてきた農産品がその農産物直売所に行くわけです。しかし、その持っていった先でのお金ですね、リース料とかです。それが農産物の売れぐあいとてんびんにかけた場合に、非常に採算がなかなか合わないのが実態なのです。そういう中でもJAの農産物直売所等は他から集めて大規模にしており採算上は少しはましだけれども、今やっておる農産物直売所、これはもう米がそういう状態なので、市街化区域の田は資産価値としてお持ちになっている。そうすると市街化調整区域の山間の過疎地の村の田んぼや畑は、そこで米や農作物、

高冷地野菜とかをつくって換金をして生活の足しにしているけれども、毎日の生活の主要な部分はほかの所得で補って生活しておるのが現実なのです。ここにおられる職員の方も田や畑を持っておられても、県の給与所得によって生活をして、田んぼや畑はその合間にやっておるというのが実態なんです。

知事が農産物直売所をするということで、担当課ではそこそこの、マスタープランがあるのではないかと思います。100カ所ぐらいにするといわれておる協定直売所を、どのような農産物直売所にしていつごろオープンするのかお聞きします。旧耳成高等学校跡地には細長い校舎があるわけです。校舎を取り崩すのか、リフォームするのか。リースの場合は、県がその建物をつくらなければならないのです、いろんなブースを。そしたらどれぐらいの規模でどういう農産物直売所にするのかということと、今申し上げたように県を代表する柿とかお茶とか、県を代表するもろもろの農産品のそういう展示なり直売のブースはどうか、いろんな問題があり、そういう紹介をどうするのか。

それと、一番大事なのは発注方法です。この発注方法は、プロポーザルでやると言うけれども、一農家の方でのプロポーザルに参加するのか、株式会社、スーパーとかそういうところが参加するのか、JAが一つの単体としてその農産物直売所の一会員として参加するのか、今後その運営方法は一体どうなるのか。その辺の基本的なことは現在農林部で練られておるのかどうか。これが一番大事だと思うのです。それを通じて今回、知事が農産物直売所をしますと言うたわけで、そのことについてお尋ねします。

○富岡農林部長 委員お述べのように、本県の農業は非常に厳しい状況で、農産物価格も低迷しているし資材価格も高どまりと、農家の方も高齢化という話で大変厳しい状況であるわけで、農業振興を何とかしたいという思いがありまして、今多様な流通チャンネルで、市場もありますけれども、農産物直売所というのは、ある学説によると、全国で8兆数千億円のうちの1兆円ぐらいが農産物直売所の売り上げになっているのではないかという推計値もありまして、県ではまだまだ余地があるという仮定をしています。24カ所の協定直売所がございます。それを平成21年に、2年越しになっていますけれども、レベルアップと、ネットワークを組もうというのでどんだん力を入れてやっています。ただ、今あるものは既存のものにネットワーク、協定を入れたという当初の宿命がございます。新規につくってという発想でスタートしていません。

もう1点は、和歌山県や大阪市等で駅前広場とかで10億円を超える売り上げを上げて、近隣の農家の方達が、持って行って消費者と交流ができて、元気が出て帰られて、また作

ろうと。こういう意欲のわく農産物直売所は全国的に、近畿の、近くまで寄ってきていますので、奈良県も何とかしたいと思っております。奈良県農業の産出額、あるいは専業農家のメーンの中心地は中南和地域にごさいますして、交通アクセスもよくなってきているし、奈良県農林部でも何かしてほしいと、できればまた大型農産物直売所がいいなど。複合的な機能も入れて観光の予算も入れてどうかという議論はしていただいていたというのが状況でして、農林部としては、テーマとして食・農・観というコンセプトで今後もう少し具体的な、2ヘクタールを有効に、最大限、県有施設を最大活用できるようなものに庁内で勉強して議論を深めて具体化していきたいと思っております。

具体的なスケジュールとか財産にかかわることにつきましては、総務部で所管していますので、控えさせていただきます。

○浪越総務部次長 規模というお話が出ましたので、誤解をしていただいたらいけませんので申し上げますけれども、運動場部分で約2ヘクタールぐらいございます。その運動場部分を活用して、先ほど農林部長も言いましたような複合的な施設、農産物直売所でありますとか産直のレストランでありますとか、そういうものをするような形で誘致をできればと思っています。そういう形でございますので、公募というプロポーザルの形でございますので企画提案をいただくという形を考えております。以上です。

○中村委員 まだ具体的な計画はこれからだと、はっきり言って何もないと。各論にわたるので余り申し上げますが、例えば2ヘクタールの運動場を農産物直売所に使うと、どんな形で、観光支援もやる、観光案内所もすると言うとるわけです。観光案内所もその2ヘクタールの中に。そしたら少なくとも観光案内所の部分は0.5ヘクタールだと、農産物直売所は1ヘクタールだとかね、こういう大枠の話も全然ないわけです。

それと、プロポーザルと言うとるけれど、その対象は、奈良県の農業生産物を提供する農家の生活が裕福になることがキーワードだと思うのです。プロポーザルには、株式会社、大手のスーパーとか、農協とかの大きなところが入ってくるわけです。一般の農産物生産者はその会社を通じてしか納入できず、産地直結ではないわけです。例えば、中央卸売市場、これも考えによれば、競争相手になるわけです。今、中央卸売市場は、虫食いで種々の検討をいただいております。そしたらそのテーマは、生産者に目を向けて考えて、簡単にプロポーザルといっても、企業に任せるといって、そういう発想も一つありますけれども、今言うように規模も含めてどうするのか考えないと、お互いに関係各課で考えないといけないと思います。私なりにこういう農産物直売所があるべきだというビジョンを持

っておるのです。だから、唐突に出てきて事務当局が困っていると思います。生産者に目を向けた、そういう農産物直売所であると。それとおのずからその辺のシステムになると、このプロポーザル方式というのはちょっといかなものかなと、これは意見として申し上げておいて、今後の問題としていただきたいと思います。

○藤野副委員長 簡潔に1点だけお聞きをいたします。

県営住宅の件でございますけれども、今、県営住宅の空き部屋、これを活用して障害者などのグループホームの取り組み、前に民主党の高柳議員が本会議において質問をされ、それ以降本格的な取り組みに向けてやっていただいているということで、これは期待を持って見守ってまいりたいと思っております。

先ほどの県営住宅の入居についてですけれども、奈良県の県営住宅に入居しようと思われましたら、この条例に基づきまして連帯保証人をつけなければならないということがございます。昨今、この厳しい経済状況の中で複雑な社会環境になっており、なかなか親戚縁者で連帯保証人になっていただけないという方、また、他人様に連帯保証人になってくれとも言にくいという部分。どなたも一緒だと思いますが、そういう中で県営住宅をあきらめておられる方もおられるという話をお聞きいたしますが、この県営住宅の連帯保証人に関して、住宅課の対応は、どのようにされておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○奈良住宅課長 藤野副委員長からのご質問の、県営住宅入居時の連帯保証人についてでございます。

県営住宅への入居の際は、奈良県営住宅条例によりまして連帯保証人を定めていただくことになっております。連帯保証人は、入居者の家賃の滞納のほか、不測の事態が生じた場合の緊急連絡先として重要であると考えております。なお、全国的に見ても連帯保証人を必要としている状況でございます。

しかしながら、副委員長がお述べいただいておりますように、高齢者の単身者など連帯保証人が見つからないという相談は確かにございます。地元の民生委員を紹介するなど、個別に対応をしているところでございます。

ただ、今後、高齢者など連帯保証人の確保が困難な入居者に対しまして、連帯保証人を免除することができないかどうか、制度の見直しなど、全国状況なども踏まえまして今後の検討課題としたいと思っております。以上でございます。

○藤野副委員長 ただいま答弁がございまして、制度の見直しも含めて今後考えていこうということなのですけれども、現時点で、県に相談に来られたりとか、あるいは関係者に

相談に来られて、民生委員を紹介するとか云々ということの中でやりとりされているという事でしたらいいのですけれども、はなから、県に一回相談したら、条例に連帯保証人が必要ですと書いてあります。そこでびたっと連帯保証人が必要ですと言われたら、もう私は連帯保証人がいないから、少しでも高いお金を払ってでも、非常に厳しい年金生活だけれども、高い家賃のところへ入らないと仕方がないという思いのもとでやっておられるのを知っておりますし、県営住宅に入りたいと言っている方も実際にはおられます。

奈良県営住宅条例にそういうことも書いてあるが、制度の見直しなどの対応を今後考えられるということです。例えば、大阪府は連帯保証人ではなく保証人を立てなければならないということです。ただし、知事は特別な理由があると認めるときはこれを猶予することができる、猶予のことも条例の中にうたってある。民生委員のお話がありましたが、ただ、民生委員に対して何らかの公的な保障があつて、万が一のことがあれば公的なところが肩がわりしてもらえるというのであれば、保証人になってもいいと思うのですけれども、民生委員も連帯保証人には、なかなかしてくれないと思います。公的機関が保証する制度、仕組みとか必要ではないか思いますし、条例改正も含めて今後さまざまなやり方はあるとは思いますが、どうかそういった部分においては、連帯保証人というのは今後滞納を抑えるという部分でも、ある意味必要な部分があるのかもわかりませんが、違った制度や仕組みをつくるのか、条例の改正で何らかの手だて策を講じるという改定案も含めて検討いただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○井岡委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって、農林部、土木部、まちづくり推進局、水道局の審査を終わります。

明9月28日は午前10時より、くらし創造部、景観・環境局、産業・雇用振興部、警察本部の審査を行い、その終了後、健康福祉部、こども家庭局、医療政策部の審査を行います。よろしく申し上げます。

これで本日の会議を終わります。